

○非常勤特別職の報酬等審査特別委員長報告

非常勤特別職の報酬等審査特別委員長 林 勝 義

非常勤特別職の報酬等審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第22号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

当委員会は、去る3月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第22号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。期日前投票管理者及び期日前投票立会人の報酬額について、従事した時間が6時間以下の場合の報酬額を追加するとともに、新たに設置する附属機関の委員に対する報酬額を規定するものであります。

まず、期日前投票所の投票管理者及び立会人の人数について質疑があり、期日前投票所の投票管理者は1名、立会人は2名であるとの説明を受けました。また、うずしお会館の期日前投票所でも投票管理者及び立会人は交代制になるのかとの質疑には、今回の改正は交代制を導入するものではなく、立会人がどうしても半日しかできないといった場合に、交代制で対応できるようにするものであり、投票管理者については職務の重要度から交代制は考えていないとの説明がありました。

次に、従事した時間が6時間以下である場合の報酬は半額とのことであるが、1時間や5時間の場合も6時間以下であれば同額なのかとの質疑があり、条例の規定上では同額であるが、実際の運用としては1時間や2時間といった運用ではなく、6時間や11時間半といった運用になるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。